

令和7年4月1日以降

見積書への押印が省略可能になります

羽生市では、申請手のオンライン化及び受付業務のデジタル化による行政サービスの向上に取り組んでいます。その一環として、見積書への押印を省略できることとします。

1 作成方法

- ・押印の代わりに「本件責任者氏名、担当者氏名、担当者連絡先」を記載します。
- ・担当者と責任者が同じ場合でも、担当者氏名は、記載してください。

2 提出方法

- ・電子メール（PDF 形式）又はファックスによる提出が可能です。
- ・従来どおり、持参又は郵送により提出することもできます。（持参の場合は、身分証等による本人確認を行います。）

3 書類の審査

- ・審査の過程で疑義が生じたときは、発注課から担当者連絡先に電話をすることがあります。

4 その他

- ・押印した書類の取扱いは、従来と変更ありません（担当氏名等の記載不要）。
- ・押印の代わりに記載いただく、本件責任者氏名とは、代表取締役、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員となります。

④

令和7年〇月〇日

見 積 書

(宛先)
羽生市長

押印
省略

所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

見積額 〇,〇〇〇,〇〇〇円

押印を省略する場合は、必ず記載してください。

本件責任者 所属〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇
本件担当者 所属〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇
連絡先 電話番号〇〇〇〇〇〇〇〇

【担当】

羽生市企画財務部契約検査課
電話 048-561-1121（内線 324）